### 保護者の皆様へ

# 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は学校の管理下で、児童、生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

この制度は、日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度であり、岸和田市では学校としてまとめて加入しますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

### 給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中(保育中を含む)、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。





災害の種類			災害の範囲	給 付 金 額	
負	傷		交の管理下の事故によるもので、療養に要 3費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は療養に伴って要する	
疾	病	する主ないでは、おおいまでは、おおいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	交の管理下の行為によるもので、療養に要 3費用の額が 5,000 円以上のもののうち、 日科学省令で定めるもの 合食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・ は 日射病 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 小部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己 負担額(所得区分により限度額が定められて いる。)に「療養に要する費用の月額」の 1/10 を加算した額 また、入院時食事療養費の標準負担額がある 場合は、その額を加算した額	
障	害	た後	交の管理下の負傷及び上欄の疾病が治っ 後に残った障害で、その程度により第1級 5第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円~82万円 〔通学中の災害の場合 1,885万円~41万円〕	
死	七	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の 疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 2,800万円〔通学中の場合 1,400万円〕	
		突	学校の管理下において運動などの行為 と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円〔通学中の場合も同額〕	
		然死	学校の管理下において運動などの行為 が起因あるいは誘因となって発生した もの	死亡見舞金 2,800 万円	

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます(いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります)。前表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 前表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のもの(したがって、医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの)をいいます。
- ※3 同一災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、 給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等(例えば、障害者自立支援法の自立支援医療)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

## 加入手続と共済掛金額

学校では、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、岸和田市教育委員会が一括加入の手続を とります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

共済掛金の額(児童生徒一人当たりの年額)

区 分	保護者負担額(円)	市負担額(円)	共済掛金額(円)
小学校 ・ 中学校	460	485	9 4 5

#### 給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、

- ①「災害報告書」・・・・学校で作成します。
- ②「医療等の状況」・・・治療を受けた病院等で記入していただきます。

用紙を持参してその場ですぐに書いていただくわけにはいかない場合もありますので、記入を 受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。

- ③学校では、上記書類①及び②を、岸和田市教育委員会を経由して日本スポーツ振興センターへ提出します。
- ④日本スポーツ振興センターにおいて、審査の上、給付金額を決定し、岸和田市教育委員会を通じて保護者 の希望される金融機関の口座に振り込みます。
- ※ このように、請求手続は、学校が行いますから、お子様が、「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。
- ※ 給付決定に不服のある場合は、通知した日から 60 日以内に文書または口頭で不服審査請求をすることができます。

日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、日本スポーツ振興センター法により定められていますが、このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。なお、日本スポーツ振興センターのホームページからも同様の内容がご覧いただけます。

《日本スポーツ振興センターホームページ》http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx 不明な点がございましたら、学校または、岸和田市教育委員会教育総務部総務課(☎423-9608) までお問い合わせください。